

第1部

第4章

協議の場の設置と運営

- 1 地域医療への協力の意向確認
- 2 協議の場（地域医療構想調整会議）における協議
 - （1）外来診療所に関する手続
 - （2）医療機器の共同利用に関する手続

第4章 協議の場の設置と運営

本章で定める手続については、開始時期、その他の詳細を、別途、都から通知により定めることとします。

1 地域医療への協力の意向確認

- 全ての二次保健医療圏において、診療所の新規開業手続に合わせて、下記の手続を行います。

地域医療への協力の意向確認	
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所開設届の様式を掲載するホームページや窓口などで本計画について情報提供し、診療所の新規開業希望者が地域の外来医療機能の情報を得られるようにする。
合意の有無の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所の新規開業手続に合わせて、「地域の外来医療機能の状況を理解し、必要に応じて地域医療へ協力していくこと」についての合意を確認する様式により、合意の有無を確認する。

- 診療所の新規開業希望者が、地域の外来医療の状況について早い段階から理解を深められるよう、地域の関係者が協力していく必要があります。
- 「地域の外来医療機能の状況を理解し、必要に応じて地域医療へ協力していくこと」への合意の有無や地域医療構想調整会議における協議の実施の有無により、診療所の開設が妨げられるものではありません。

2 協議の場（地域医療構想調整会議）における協議

（1）外来診療所に関する手続

- 地域医療構想調整会議において、外来医療機能の不足・偏在等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ公表します。
- 全ての二次保健医療圏で、地域医療構想調整会議において、診療所の新規開業者の「地域の外来医療機能の状況を理解し、必要に応じて地域医療へ協力していくこと」への合意の状況を確認し、合意がない新規開業者に地域医療構想調整会議への出席要請を行い、協議を行います。

(2) 医療機器の共同利用に関する手続

- 地域医療構想調整会議において、本計画で対象とする医療機器を購入（新規・更新）する医療機関が作成する当該機器の共同利用に係る計画（以下「共同利用計画」という。）について協議を行い、結果を取りまとめ公表します。

- 共同利用計画には、次の内容が盛り込まれていることを確認します。
 - ・共同利用の相手方となる医療機関
 - ・共同利用の対象とする医療機器
 - ・保守、整備等の実施に関する方針
 - ・画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断の提供に関する方針

- 医療機器を購入する医療機関が共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について協議の場で確認します。

- ただし、共同利用計画作成の有無により、医療機器の購入が妨げられるものではありません。

